

## 令和4年3月22日(火)～4月24日(日)までの取扱いについて

淀川区民センターの利用にあたりまして、新型コロナウイルス感染症防止対策にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、令和4年1月27日(木)から令和4年3月21日(月)まで大阪府に「まん延防止等重点措置」が適用されておりますが、新規陽性者数は減少傾向にあり、病床使用率の減少傾向、また、高齢者に対するワクチン接種についても希望者への接種が概ね完了する見込みから、まん延防止等重点措置を再々延長は求めないことが決定されました。

この決定を受けまして、淀川区民センターは、開館時間を通常どおり21時30分まで、大声での歓声・声援等がある場合は収容定員の半分以下での運営を3月22日(火)以降も継続させていただきます。

ご利用の際には、適切な入場整理の徹底のほか「マスクの着用」、「手洗い」、「換気」、「消毒」、「人と人の距離の確保」、等の感染防止対策の徹底をお願いいたします。

いままで同様、利用申込みの際、感染拡大防止対策の「誓約書」が必要です。  
イベント主催者様に対して「感染防止策チェックリスト」の別途、作成が要請されています。

尚、「まん延防止等重点措置」解除後の還付(返金)の取扱いは通常通りです。

新型コロナウイルスの感染状況を受け、変更がある場合は、改めてお知らせいたします。  
今後とも、感染症拡大防止にご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。